

年金改革と社会保障運動 —基礎年金の財源問題を中心に—

Enjeux de la réforme des retraites en 2004

宮 本 悟

MIYAMOTO Satoru

はじめに

わが国の年金制度¹⁾は2004年に「改革」が予定されているものの、その具体的な法案は現在のところ未だ確定していない。もっとも、坂口力厚生労働大臣をはじめ各政党・労働組合・経営者団体からは、種々の年金「改革」案が示されているので、代表的なものに絞って大まかに整理しておこう。

(1) 厚生労働相案 —「坂口試案」—

坂口力厚労相は、2003年9月5日、2004年「年金改革」へ向けた「試案」を公表した。すなわち、いわゆる「坂口試案」として、①基礎年金の国庫負担を1/2へ引き上げる（2004年から5年間かけて段階的に引上げる案を示唆）、②将来の年金給付水準を「現役時代の平均所得の50%台半ば」とする、③年収に占める厚生年金保険料率は20%（労使折半）を上限とする、④年金積立金を取り崩して給付にあてる²⁾、などの意見が示された。

(2) 政界における年金「改革」案

主要政党の年金「改革」案について現在展開されている衆議院議員総選挙の「公約」を参考にしてまとめてみると、各党でほぼ共通しているのは、①基礎年金の国庫負担を1/3から1/2へ引き上げることの確認、②そのための財源措置、などに言及している点である。

もっとも、①については実現までの時期が政党によって異なっており、例えば、民主党・公明党は2004年から2008年までの5年間で実現させる案を示し、共産党・社民党は2004年度から直ちに基礎年金国庫負担率を1/2へ引き上げるとの案を掲げており、自民党はタイムスケジュールを明確にしていない。また、②の具体的方法についても政党ごとに見解を異にしていて、例えば、民主党・保守新党は消費税率の引上げにより、共産党は公共事業費および防衛費の削減により、公明党は所得税の定率減税廃止・年金課税の見直し・年金積立金の取り崩しにより、基礎年金への国庫負担を全体の1/3から1/2へ引き上げるための財源（2兆7000億円）を確保する案を明らかにしている³⁾。

(3) 労働界における年金「改革」案

連合（日本労働組合総連合会）は、「2004年の年金制度改革の最大の課題」として「年金に

に対する国民の信頼を回復すること」を掲げ、そのための方策として「3つの柱」を提起している。すなわち、①基礎年金の国庫負担の1/2への引上げを確実に実施する、②国民年金の「空洞化」(=未加入者・拠出金滞納者・免除者の増大〔筆者〕)を解消するべく基礎年金の「税方式化」を図る、③現行の年金給付水準(現役労働者の手取り年収の約6割)の維持を明確にする、などの具体的な年金「改革」案を明らかにしているのである⁴⁾。

全労連(全国労働組合総連合)は、「誰もが安心できる老後を送るため最低保障年金を確立」することを求め、①全額国庫負担(使用者拠出を含む)で、②60歳からすべての国民に、③月額7万円の最低保障年金制度を基礎年金として創設するよう、年金制度の抜本的「改革」を要求している⁵⁾。

(4) 財界における年金「改革」案

日本経団連は、2004年「年金改革」の目標として「経済社会の『活力を維持』して、高齢社会の下でも『持続可能な制度』を構築することにより、国民の不信感・不安感を払拭し、年金制度に対する『信頼性』を回復していくこと」を掲げ、「三位一体の年金改革」を提唱している。その中で、①「基礎年金国庫負担の1/2への引上げを確実にすべき」でありその財源については「消費税の活用が最も相応しい」とした上で、②年金給付水準を「2020年くらいまでに2割程度抑制する」ことを提起している。また、③厚生年金保険料率は「15%が限界」として、④年金財源の不足分については積立金を「現行の給付費の5年分程度から、高齢化のピークに向けて可能な限り抑制し、給付費の1年分程度とすること」(つまり、積立金を取り崩すこと〔筆者〕)も想定している⁶⁾。

経済同友会は、「厚生労働省が検討している年金改革案は国民の将来不安を払拭するには不十分で到底容認できない」との考えのもと新たな基礎年金制度の創設を求め、①全額消費税でまかなう(例えば、2010年度の「年金目的消費税率は9%」と想定)、②1人一律月額7万円の年金給付を提唱する一方、③厚生労働省が厚生年金保険料率を20%に引き上げる議論を展開していることに対し「現役世代の意見を反映していない」と批判的姿勢を明確にしている⁷⁾。

以上のように、2004年「年金改革」に向けて各政党・労働組合・経営者団体が種々の見解を明らかにしている。ここで注目すべきは、いずれの「改革」案も基礎年金の在り方に言及している点であり、とりわけその財源問題が重視されている点である。そこで本稿では、2004年「年金改革」論議をめぐる主要な焦点の1つと目される基礎年金の財源問題を取り上げ、まず近年行われた「年金改革」を振り返り立法上の展開を確認し、次に2004年「年金改革」へ向けた被保険者側の社会保障運動を概観し、さらに基礎年金の財源問題について社会保障理論の立場から考察を深めていく。

I. 近年の「年金改革」における基礎年金問題への対応

2004年「年金改革」に関する諸見解の妥当性を検討するには、まず、近年どのような年金「改革」が断行されてきたのかを確認する必要があろう。とりわけ、今日問題とされている「基礎年金の財源」について、国会での審議内容に注目して論を進めたい。

1. 1994年「年金改革」の附帯決議

現在、社会保障改革の関連で論議されている「基礎年金財源の国庫負担率引上げ」について

は、すでに1994年「改革」の段階で各政党間の合意がなされていたことに留意を要する。すなわち、細川内閣により同年3月18日に第129通常国会へ提出された年金「改革」法案は、年金支給開始年齢を60歳から65歳へと段階的に繰り延べることを主な内容としていたのであるが、これに対して全労連を中心とする労働組合および市民団体などがストライキやデモ行進を含む広範な反対運動を展開したため、継続審議扱いとされた。村山内閣に引き継がれたこの法案は、結局11月2日、第131臨時国会にて一部修正を経て成立した。その際、法の附則として、1999年に予定される「年金改正」において基礎年金財源への国庫負担引上げについて「総合的に検討し、必要な措置を講ずるものとする」との規定が盛り込まれ、附帯決議にて、基礎年金財源への国庫負担を「1/2を目途に引き上げることを検討する」ことが全会一致で採択されたのであった。

2. 2000年「年金改革」法の附則

1999年に予定されていた「年金改革」は、法案の内容に野党側が激しく反発し、同年の第145通常国会に提出された後、続く第146臨時国会でも継続審議となった。結局2000年の第147通常国会へ持ち越された「年金改革」法案は、3月21日の参議院国民福祉委員会で、野党各党が反対するなか強行採決され可決した。翌22日には参議院本会議を通過し、衆議院への回付を経て、2000年3月28日に「年金改革」法が成立するに至った。

同法の主な内容は、①厚生年金の報酬比例部分について5%の給付削減（2000年4月実施）、②厚生年金報酬比例部分の受給開始年齢について60歳から65歳への段階的引上げ（2013年から2025年にかけて3年ごとに1歳ずつ繰り延べ）、③賃金スライドの凍結（2000年4月から実施）、などとなっている。また、基礎年金財源への国庫負担引上げ（1/3から1/2へ）問題は、国民年金のいわゆる「空洞化」問題および「第3号被保険者」問題などとともにに対応が先送りされたものの、「基礎年金については、給付水準及び財政方式を含めてその在り方を幅広く検討し、当面平成16年までの間に、安定した財源を確保し、国庫負担の割合の2分の1への引上げを図る」との附則が2000年「年金改革」法に盛り込まれた。この規定をめぐって、2004年「年金改革」では、基礎年金財源の在り方にたいする見直しが迫られることになったのである⁸⁾。

II. 2004年「年金改革」へ向けた社会保障運動

過去に行われた直近の年金「改革」は2000年3月に行われたものであるが、その後、国民各層はどのような社会保障運動を行っているのだろうか。次期年金「改革」が2004年に予定されていることを受けて、労働組合および市民団体がいかなる要求を掲げ運動を展開しているのか、2000年から今日までの状況を概観しておきたい。

1. 連合の要求・運動

連合は、「確定拠出年金法案」が参議院本会議において可決され成立した2001年6月22日、次のような事務局長談話を発表した。すなわち、「企業年金の運用責任とリスクを勤労者個人に転嫁する同法案が、衆議院に引き続き、政府原案のまま参議院で可決・成立したことは、極めて遺憾である」とした。さらに、「勤労国民は、いま雇用不安と将来不安に脅かされて」おり、「このようななか、昨年の公的年金制度改悪に加え、退職金や企業年金までも不安定・不確定なものにしてしまう本法案は、老後不安を一層増大させるもの」と非難した上で、「老後生活の不安

を解消するために基礎年金の税方式化など信頼できる公的年金制度の確立」を主張した⁹⁾。

また、2002年6月に取りまとめた「2002～2003年・連合の重点政策の要求」のなかで、年金保険制度関連の要求として、①公的年金制度への信頼回復を図るため、基礎年金の国庫負担割合を1/2へ早急に引き上げて保険料を引き下げる、②2004年財政再計算に向けた制度見直しに際しては、老後生活の基本を支える安心と信頼の年金制度構築のために世代間扶養を基本とした連合方針を実現する、などの方針を打ち出した¹⁰⁾。

2002年9月15日には、日本高齢・退職者団体連合主催、連合共催の下、「2002全国高齢者集会」が東京国際フォーラムで開催された（参加者約5000人）。主催者を代表して挨拶した西田退職者連合会長は、「年金、医療、介護の問題については、高齢者のためだけではなく若い人のためにも、将来にわたって安心と信頼の社会保障制度が確立されるよう、運動を進めていきたい」との決意を述べた。続いて挨拶した草野連合事務局長は、「年金や税制改革の問題など、臨時国会、年明けの通常国会に向けて課題は目白押し。焦点を絞りながら、福祉社会実現に向け全力を挙げたい」と述べた¹¹⁾。

厚生労働省が2002年12月5日に公表した「年金改革の骨格に関する方向性と論点」に対して、連合は同日、事務局長談話を発表した。このなかで、「相変わらず年金財政のみの狭い枠内での方向性であり、医療・介護のあり方を含めた社会保障トータルの視点が欠落して」いる、と批判した。そして、連合が2002年10月に公表した「21世紀社会保障ビジョン」に言及して、「①真の皆年金確立に向けた基礎年金の税方式への転換、②基礎年金と報酬比例年金の二階建て方式による現行給付水準の維持、③雇用と年金支給年齢の接続、パート労働者等への厚生年金の適用拡大」などの実現を訴えた¹²⁾。

2. 全労連の要求・運動

全労連は、2000年3月6日に政府によって国会へ提出された年金改革法案について、「国庫負担の1/2への引上げの約束を反古に」して、①65歳までの支給繰り延べ、②報酬比例部分の削減、③140兆円にものぼる年金積立金を自主運用と称して投機の対象にする、などの問題点をあげて批判した。また3月28日、同法案の可決・成立を受け、「いま政府が真っ先になすべきことは、将来不安のない年金制度を確立するために、1994年に全会一致で採決された国会決議にしたがって、基礎年金への国庫負担を1/2に増額することである。さらに年金支給開始年齢の繰り延べや報酬比例部分5%削減をやめ、賃金スライドと積立金の計画的活用こそを実現すべきである」との声明を発表した¹³⁾。

2001年3月30日に政府・与党の社会保障改革協議会が「社会保障改革大綱」¹⁴⁾を発表したのを受けて、全労連は4月2日、次のような事務局長談話を発表した。すなわち、「〔2001年〕4月1日から基礎年金の65歳への繰り延べ支給が段階的に開始され、また、ますます矛盾が明らかになってきている介護保険が実施1周年を迎える」と指摘した上で、「昨年から今年にかけて年金・医療・雇用保険の改悪や介護保険の実施による国民負担は約3兆円にも及ぶことが明らかになっている」との認識を示し、「なによりも緊急に必要なのは、消費の7割を占める個人消費を伸ばし、日本経済の再生を確立し、社会保障を改善し安心した生活と雇用の確保である」と主張した。また、「全労連は、ただちに社会保障の連続改悪をストップさせ、無駄な公共事業の見直しなど逆立ちした財政のあり方を見直し、国庫負担を増額し、社会保障の緊急改善・拡充の実施を強く求める」と訴えた。

また、2002年7月24～26日に東京で開催した「全労連第20回定期大会」のなかで、年金保険に関する運動については、「政府が04年に予定している年金の物価スライド（引き下げ）に反対し、国庫負担増と最低保障年金制度の実現、女性の年金権の確立などの要求を対置して闘いを開く」との方針を掲げた¹⁵⁾。

3. 年金者組合などの要求・運動

年金者組合（全日本年金者組合）は、2000年の大会で、「最低保障年金制度について」学習と討論を行い、2001年の大会では「政策提言」としてまとめていくことを決議した。また、年金者組合は2000年11月17日、23都道府県の代表200人以上が参加して厚生省交渉・要請を行った。厚生省年金局に対し、①国民年金の国庫負担の1/2への引上げ、②最低保障年金の創設、③賃金スライド加算の復活と給付5%削減の中止などを求めた¹⁶⁾。

日本高齢者運動連絡会・中央社会保障推進協議会・2001年国民春闘共闘委員会の主催で、2001年2月1日に東京豊島区（南大塚ホール）にて、「老人医療大改悪反対！介護、年金、福祉の充実をともめる2・1決起集会」が開催され、高齢者を中心に約250人が参加した。採択された集会決議は、政府・与党が社会保障「構造改革」と称して、保健・医療・介護・福祉・年金など社会保障制度のすべてを見直し、営利化・市場化の促進をめざしていると指摘したうえで、年金の最低基準として月額8万円、夫婦で16万円を基礎年金の拡充によって保障することを要求し、消費税税率引上げと年金改悪に反対する、というものであった。集会後、池袋までデモ行進が行われた¹⁷⁾。

年金者組合は2001年6月7日、「最低保障年金制度を柱とする公的年金制度への抜本的改革」に関する提言を発表した。主要な要求内容として、「全額国庫負担（大企業の負担と国の一般財源）の最低保障年金制度の上に、社会保険方式の国民年金・厚生年金・共済年金を上積みした二階建ての公的年金制度」の創設を掲げた¹⁸⁾。

2001年9月29日には、小越洋之助氏（國學院大學教授）・島田努氏（生活と健康を守る会会长）・吉本哲夫氏（障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会会長）・大木寿氏（全労連・全国一般労組書記長）・井上美代氏（新日本婦人の会会长）・金崎亮次氏（全日本年金者組合副委員長）をパネラーに、「最低保障年金創設にむけて 9・29 シンポジウム」が年金者組合の主催で開かれ、26団体156人の参加者が集結した。無年金者が激増していること、1367の地方議会で（2001年6月現在）最低保障年金に関する国への意見書が採択されていること、などに発言が及ぶ一方で、国連の第26回（臨時）社会権規約委員会（2001年8月13～31日）が日本政府にたいし最低保障年金導入などを勧告したことについて論議がなされた。すなわち、①公的年金の受給資格が60歳から65歳に引き上げられることに鑑み65歳未満で退職する労働者に社会保障給付を確保すること、②最低年金額を提示すること、③年金の男女格差を改善することなど、国連による勧告を誠実に受け止め日本政府は年金制度の改善に努める必要があるとの提言がなされ、改めて最低保障年金制度の確立が訴えられた¹⁹⁾。

年金者組合は、2002年7月24～26日に開催された「全労連第20回定期大会」（前掲）に参加し「憲法25条にもとづく社会保障の充実を求める『25日行動』が全国的に広がっている」との認識を示した上で、「国民の最低保障年金制度をナショナルミニマムとして位置づけようと、1422自治体で意見書をあげている」と、これまでの成果を報告した²⁰⁾。

さらに年金者組合は2002年11月20日、東京・日比谷野外音楽堂にて、「年金減らすな、社会

保障改悪反対、11.20総決起集会」を開催し、全国から約1800人の参加者を集めた。集会では、「年金の切り下げ、社会保障の改悪に反対し、最低保障年金制度の創設を求める決議」を採択し、「すでに受給している人の年金額は絶対に引き下げず、年金への課税強化を行わないこと」、「保険料の引き上げ、給付額の引き下げなど、これ以上の年金改悪は行わないこと」、「全額国庫負担による『最低保障年金制度』をつくり、すべての高齢者が安心して暮らせるようにすること」、などの要求を明確にした²¹⁾。

以上のように、2000年から2002年にかけて、連合は「基礎年金の税方式化」・「基礎年金の国庫負担割合を1/2へ早急に引き上げて保険料を引き下げる」ことなどを、全労連は「基礎年金への国庫負担を1/2に増額すること」・「国庫負担増と最低保障年金制度の実現」などを、年金者組合は「国民年金の国庫負担の1/2への引上げ」や「年金の最低基準として月額8万円、夫婦で16万円を基礎年金の拡充によって保障すること」などを、年金に関する主要テーマに掲げて社会保障運動を展開してきた。全般的傾向として、年金問題に積極的に取り組んでいる労働組合および市民団体はいずれも2004年「年金改革」を見据えて基礎年金財源の在り方をめぐる要求・運動に取り組んできた、という共通点を見出すことができる。

III. 年金問題の今日的状況—2004年「改革」への視座—

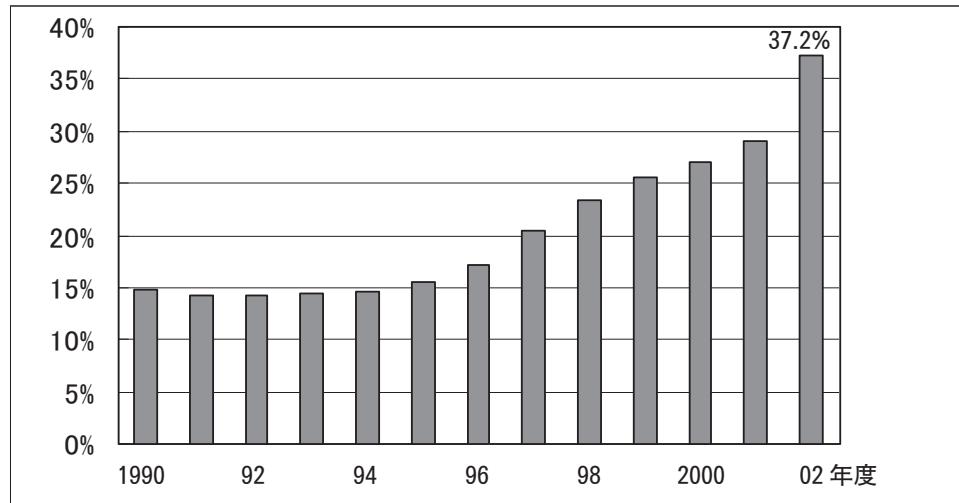
次期年金「改革」に関連して、各政党の主張、労働組合・市民団体の諸要求、経営者団体の諸見解が公けにされているが、いずれも社会保障理論の視点からそれぞれの妥当性について十分な論議がなされているとは言い難い。次期「年金改革」の主要な論点の1つとして基礎年金財源の在り方が注視されているのであるが、この問題と深い関わりのある国民年金の「空洞化」問題についてもまた社会的関心が高まりつつある。そこで本章では、①国民年金の「空洞化」問題、②基礎年金の財源問題、を取り上げて社会保障理論の視角から考察を深めていきたい。

1. 国民年金の「空洞化」問題

周知のとおり、わが国の公的年金制度は国民「皆年金」体制を標榜している。しかしながら近年、とりわけ「バブル崩壊」により失業問題が拡大・深刻化するようになった1990年代半ば以降、国民年金拠出金の収納率が低下傾向を示しており、事実上 国民年金の「空洞化」が進行しつつある。「皆年金」体制の維持が実質的には困難な状況にあることの表れとして、主に以下の2点が指摘できる。

1つ目は、国民年金拠出金免除者の増大である。社会保険庁の統計資料「平成13年度の国民年金の納付状況」によれば、2001年度の免除者数（法定免除、申請免除、学生納付特例を認められている者）は505万人であり²²⁾、10年前に比べておよそ2倍（約250万人増）に増大した。第1号被保険者全体（2154万人）²³⁾に占める免除者の割合は23.4%（2001年現在）であり、およそ4人に1人の被保険者が拠出金免除を公認されていることになる。雇用情勢の悪化がみられたとはいえ（2001年7月、わが国の完全失業率は48年ぶりに5.0%の壁を破り、以来5%台を維持している²⁴⁾。失業者は国民年金へ第1号被保険者として加入しなければならないので、無収入ないし低所得者層が拡大し必然的に拠出金免除者数が増大する、という構造を国民年金制度は抱えている）、全加入者の約1/4が拠出金を払えない（よって、免除される）社会保険制度は、やはり構造的欠陥を内包しているといわざるを得ない。

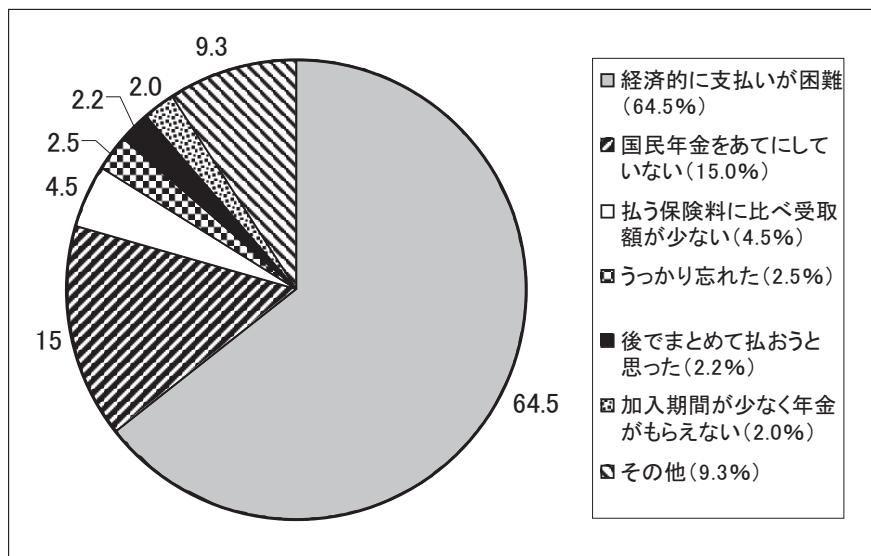
図1 国民年金未納率の推移



出所：公文昭夫『年金不安 50 問 50 答』大月書店、2003 年、p.72 および 2003 年 10 月 26 日付
『日本経済新聞』、p.18 より作成（原資料は社会保険庁調べ）。

2つ目は、国民年金拠出金の未納者層拡大である。最新の調査結果²⁵⁾によれば1999年度の拠出金滞納者は265万人に達しており、加入手続きを行っていない未加入者240万人（公文昭夫氏の推計²⁶⁾と合わせて、505万人の国民が免除手続きを経ないまま国民年金拠出金を納付していない状況にある。2002年度現在の第1号被保険者全体に占める未納者の割合（拠出金未納率）は、図1に見られるように、前年度から8.1ポイント上昇して37.2%を記録している²⁷⁾。

図2 国民年金保険料を納めない理由



出所：2003 年 7 月 25 日付『日本経済新聞』、p.3（原資料は社会保険庁調べ）。

国民年金拠出金の収納率を引き上げるための手段として、厚生労働省は、①高所得滞納者の資産差し押さえ（拠出金の強制徴収）、②電話・戸別訪問による拠出金の納付勧奨、などの方針を打ち出している²⁸⁾。しかしながら、図2に示した社会保険庁の調査から明らかなように、国民年金拠出金の滞納者のうち実に64.5%の人々は「経済的に〔拠出金の〕支払いが困難」との認識を示しているのであるから、少なくとも低所得者には拠出金の経済的負担を軽減する方策を講じなければ、収納率の大幅な改善を望むことはできないであろう。特にわが国の国民年金のように定額拠出制を採用している社会保険制度の場合、拠出能力のない被保険者にたいしては拠出金の減免によって対処せざるを得ないのである。

2. 基礎年金の財源問題

わが国の基礎年金は、1985年「年金改革」によって導入されたものであるが、その財源調達方式については理論的視点から批判が加えられている。

工藤恒夫氏は社会保障理論の視点から、「社会保障の『財政』問題すなわちそれに要する費用を誰がどのように負担すべきか、そしてまた、調達される財源は社会保障を構成する各制度・部門の間にどのように配置されるべきか、という問題の解明は、資本主義社会のもとにおける社会保障の本質をとらえるための最も重要な理論的課題の1つ」²⁹⁾と位置づけた上で、つぎのようなILO（事務局）の研究成果を紹介している。すなわち、ILOはOECD加盟24ヵ国における社会保障財政を調査・分析し、「家族給付（わが国の児童手当に相当〔引用者〕）、保健医療および基礎年金の財政方法としては租税負担が増える傾向が顕著〔傍点引用者、以下同じ〕」との結論を下したのであった³⁰⁾。

基礎年金財源における国庫負担の重要性を強調する見解は、ILOのみならず、わが国の社会保障政策を支えてきた社会保障制度審議会による答申書にも見受けられる。すなわち社会保障制度審議会は、国民年金制度の創設にあたり1957年5月15日に諮問を受け、翌58年6月14日、「国民年金制度に関する基本方策について」と題する答申を行った。そのなかで、国民年金の財政方式について「原則としては拠出による積立方式を採用することを審議の結論」としつつも、「拠出制年金とともに無拠出年金（＝全額公費負担の年金〔引用者〕）を設けること」を主張したのであった。その上で拠出制年金については、支給開始年齢を65歳とし、完全年金（月額3500円程度³¹⁾の受給要件として40年間の拠出を設定しつつも、「5年以上拠出した場合には、その拠出年数に応じ、1万2000円（月1000円）程度以上の減額年金を支給することとした。また無拠出制年金については、70歳から月額1000円程度の給付を行うことを主張した。この「58年答申」にみられる社会保障制度審議会の見解をまとめると、①国民年金制度は拠出制・無拠出制を組み合わせて創設する、②無拠出制年金の支給開始年齢は、拠出制年金の場合よりも5年遅らせて70歳とする、③無拠出制年金の給付額は、拠出制年金の完全年金額=最高額の3割弱とする、の3点に要約できる。ここで注目すべきは、わが国の社会保障政策の指導的役割を果たしてきた社会保障制度審議会が低額ながらも70歳から支給される無拠出制年金（つまりその財源調達は全額公費負担による）を、今日われわれが呼ぶところの「基礎年金」として想定していた、という事実である³²⁾。

むすびに代えて

2004年「年金改革」に向けて、各政党・労働組合・経営者団体などが基礎年金の財源問題を

めぐり様々な主張を展開している。本稿では、まず、1994年および2000年「年金改革」法の附則を振り返り、「基礎年金については…当面平成16年までの間に…国庫負担の割合の2分の1への引上げを図る」との文言を確認した。つぎに、2004年「年金改革」に向け労働組合・年金者組合が近年、①全額国庫負担の最低保障年金創設、②基礎年金財源への国庫負担分の引上げ（全体の1/3負担から1/2負担へ）、などの要求を掲げて運動を展開していることを概観した。さらに、基礎年金の財源については、社会保障理論の立場からもわが国の社会保障政策史の視点からも、全額ないし相当程度国庫（公費）負担によって賄われねばならない、との結論を得た。

「年金改革」の動向に目を向けると、小泉内閣は2003年11月9日に予定される衆議院議員総選挙後から年末までに（2ヵ月弱で！？）政府案をとりまとめるとの意向であるが、はたして、われわれが本稿で分析してきたような立法上の展開・被保険者の意見・国際動向および歴史的経緯を尊重したうえで「改革」が行われるのであろうか。社会保障の政策目的=生存権保障を重んじた「年金改革」がなされるのであろうか。

2003年はわが国だけでなく、ヨーロッパでも社会保障をめぐる改革論議が社会的関心事となっている。例えばフランスでは、ラファラン内閣が公務員向けの「特別制度」について年金拠出期間を37.5年間から40年間へ（将来的には42年間へ）延長する社会保障「改革」案を示し、これに反発した主要労働組合は5月から6月にかけて大規模なストライキやデモ行進により反対運動を展開した³³⁾。イタリアでは、ベルルスコーニ政権の年金「改革」案に対して、三大労組が10月24日に4時間に及ぶゼネストを決行し「改革」への反対姿勢を明確にした³⁴⁾。

2004年「年金改革」に向けて、わが国ではいかなる「政府案」が示され、それに対する労働組合・社会団体の要求・運動はいかなるものなのか、今後の展開を注視したい。

註

- 1) わが国の公的年金制度には老齢・障害・遺族の各年金があるものの、本稿における考察の対象は老齢年金に限定する。
- 2) 2003年9月6日付『毎日新聞』。坂口厚労相は、2002年度末時点で147兆円にのぼる年金積立金（国民年金および厚生年金）を将来的には取り崩すべき旨の「改革」案を提起しているが、その補足説明のなかで「積立金は次の世代への贈り物」と述べた。この発言は、積立方式のメカニズム理解の上で問題があり、賦課方式と混同しているように思われる。
- 3) 2003年10月27日付『日本経済新聞』。
- 4) 『weekly れんごう（web版）』No.042、2003年10月27日号 (<http://www.jtuc-rengo.or.jp/new/news/weekly/no042>)。
- 5) 『全労連新聞』第310号、4-5ページ。
- 6) 日本経団連の年金「改革」案については、ホームページで公表されている「今次年金制度改革についての意見」（2003年9月10日発表）を参照 (<http://www.keidanren.or.jp/index.html>)。
- 7) 経済同友会の年金「改革」案については、ホームページで公表されている「現行制度の維持から脱却した公的年金の抜本改革論議」を参照 (<http://www.doyukai.or.jp>)。
- 8) 大原社会問題研究所編『日本労働年鑑』旬報社、第71集（2001年版）、371ページ。
- 9) 大原社会問題研究所編『日本労働年鑑』旬報社、第72集（2002年版）、292-293ページ。

- 10) 『Weekly れんごう』 No.488、2002年6月7-14日号。
- 11) 『Weekly れんごう』 No.498、2002年9月27日号。
- 12) 『Weekly れんごう (web版)』 No.010、2002年12月6日号 (<http://www.jtuc-rengo.or.jp/new/news/weekly/index.html>)。
- 13) 大原社会問題研究所編『日本労働年鑑』旬報社、第71集(2001年版)、282ページ。
- 14) 2001年3月30日、政府・与党的社会保障改革協議会は「社会保障改革大綱」を発表した。とりわけ「年金改革」について、①現在行われている「年金保険料の引上げの凍結」を早期に解除すること、③公的年金収入に対する「課税の適正化」を図ること、④年金を受給しながら長期入院している者などについて給付の重複を「調整」することなど、「給付削減と[国民]負担増」を打ち出した。(『賃金と社会保障』2001年4月上旬号、第1296号、77-79ページ)
- 15) 『全労連第20回定期大会議案書』および『全労連新聞』No.287、8月14・28合併号。
- 16) 大原社会問題研究所編『日本労働年鑑』旬報社、第71集(2001年版)、282ページ。
- 17) 大原社会問題研究所編『日本労働年鑑』旬報社、第72集(2002年版)、293ページ。
- 18) 中央社会保障推進協議会『隔月刊 社会保障』第378号、2001年秋号、24-27ページ。
- 19) 中央社会保障推進協議会『隔月刊 社会保障』第379号、2001年冬号、76-77ページ。
- 20) 『全労連新聞』No.287、8月14・28合併号。
- 21) 年金者組合の活動についてはホームページを参照 (<http://www2.odn.ne.jp/~aae41550>)。また、年金者組合が提唱する年金改革案については、パンフレット『いまこそ最低保障年金制度』を参照。
- 22) 公文昭夫『年金不安50問50答』大月書店、2003年、72-73ページ(原資料は、社会保険庁「平成13年度の国民年金の納付状況」)。
- 23) 『厚生労働白書(平成14年版)』、410ページ。
- 24) 総務省『労働力調査(速報)』2003年10月31日発表。
- 25) 社会保険庁「平成11年度国民年金被保険者実態調査」を参照。
- 26) 公文昭夫、前掲書、75-76ページ。なお、1999年に発表された政府統計では99万人とされる。
- 27) 2003年7月24日、社会保険庁発表。
- 28) 厚生労働省は坂口厚労相を本部長とする「国民年金特別対策本部」を2003年8月4日に設置し、5年間のうちに収納率を80%へ引き上げる目標を公表した(2003年8月4日付『毎日新聞』)。
- 29) 工藤恒夫『資本制社会保障の一般理論』新日本出版社、2003年、127ページ。
- 30) 同上書、126ページ。なお、公文昭夫氏の研究によれば、最低保障年金(基礎年金・社会年金)を制度化しその財源を全額国庫負担で賄っている国は、イギリス・イタリア・オランダ・カナダ・オーストラリア・ニュージーランド・南アフリカ・北欧諸国・東欧諸国など28ヶ国存在する(公文昭夫・庄司博一『年金をどうする』新日本出版社、2000年、173-175ページ)。
- 31) 完全年金の給付水準については、「農村地区における単身世帯の〔生活〕扶助額(=月額2000円程度〔引用者〕)を、全国一律の基準年金の基礎とするのが妥当である」との見解に基づき、拠出期間40年を経た後の物価上昇分を加味して、「月3500円の基準年金額」が

- 算定された（社会保障研究所編『戦後の社会保障（資料）』至誠堂、1968年、239－240ページ）。
- 32) もっともこの無拠出制年金をめぐる社会保障制度審議会の主張は、実際の国民年金制度化にあたって、尊重されることはなかった。「58年答申」を軽視された社会保障制度審議会は、「国民年金法の制定について」と題する答申書（1959年1月22日）にて、「本審議会がさきに内閣総理大臣の諮問にこたえて答申した基本方策の重要な骨子である無拠出制年金と拠出制年金との組合せ、保険料の額等において、本審議会と異なった立前をとつてすることは遺憾である」と不満を表明している。（社会保障研究所編『戦後の社会保障（資料）』、475－476ページ）
- 33) CGT, *Le people*, n° 1577-1579.
- 34) 2003年10月25日付『日本経済新聞』。

引用・参考文献

- 唐謙直義『日本の高齢者は本当にゆたかか』萌文社、2002年。
- 工藤恒夫『資本制社会保障の一般理論』新日本出版社、2003年。
- 公文昭夫・庄司博一『年金をどうする』新日本出版社、2000年。
- 柴田嘉彦『日本の社会保障』新日本出版社、1998年。
- 社会保障研究所編『戦後の社会保障（資料）』至誠堂、1968年。
- 社会保障将来像研究会編『21世紀型の社会保障の実現に向けて—社会保障審議会意見書（平成15年6月）—』中央法規出版、2003年。
- 中央大学経済研究所『社会保障と生活最低限—国際動向を踏まえて—』中央大学出版部、1997年。
- 大原社会問題研究所『日本労働年鑑』旬報社、第71～73集。
- 厚生労働省『厚生労働白書』平成14年版。
- 全国労働組合総連合『全労連新聞』第273～313号。
- 中央社会保障推進協議会『隔月刊 社会保障』あけび書房、第374～390号。
- 日本労働組合総連合会『Weekly れんごう』(<http://www.jtuc-rengo.or.jp/new/news/weekly>)。
- 『賃金と社会保障』旬報社、2001年4月上旬号、第1296号。
- CGT, *Le people*, n° 1577-1579.
- Jean-Jacques DUPEYROUX, *Droit de la sécurité sociale*, Dalloz, 14^e édition, 2001.

(2003年11月4日受理)

